## 第8章 環境の保全のための措置

本事業の環境影響評価の過程において検討し、講ずることとした環境保全措置は、「7-2-1 大気質」 $\sim$ 「7-2-14 温室効果ガス等」に示したとおりである。

## 第9章 監視計画

#### 9-1 事後調査を行うこととした理由

事後調査は、予測の不確実性の程度が大きい場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じる場合などについて、本事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握し、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、必要な措置を講ずることで環境影響を回避し、または低減することを目的として実施する。

なお、事後調査は、千葉県環境影響評価条例第39条(事後調査等の実施)に基づく調査であり、 事後調査とは別に事業者が自主的に行う監視としてモニタリング調査を実施する計画である。

#### 9-2 事後調査の項目及び方法

#### 9-2-1 施工時

施工時における事後調査の項目及び方法等は、表 9-2-1に示すとおりである。

表 V 2 1 地上所に8577の事故調査の表音及の方法等								
事後調査の項目			事後調査の手法等					
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間			
大気質	建設機械の 稼働	粉じん(降下ばいじん)	敷地境界付近の1 地点	重量法 (ダストジャーによる 採取) による現地調査	施工期間において影響が 最大となる工種の実施期 間内の1ヵ月			
水質	工事の実施	濁度及び水素 イオン濃度	沈砂池出口	濁度計及び水素イオン濃度計 による調査 <sup>注)</sup>	施工期間中において影響 が最大となる工種の実施 期間内の1日間 (濁水等排水時)			
騒音及び 超低周波 音	建設機械の 稼働	騒音レベル (L <sub>A5</sub> )	敷地境界において 騒音レベルが最大 となる1地点	「環境騒音の表示・測定方法 (JIS Z 8731)」に準拠した現 地調査	施工期間において影響が 最大となる時期の1日間 (工事実施時間帯)			
	工事用車両 の走行	騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> )	現況調査を行った 3地点	「環境騒音の表示・測定方法 (JIS Z 8731)」に準拠した現 地調査	工事用車両の走行台数が 最大となる時期の1日間 (工事用車両走行時間帯)			
振動	建設機械の 稼働	振動レベル (L <sub>10</sub> )	敷地境界において 振動レベルが最大 となる1地点	「振動レベル測定方法 (JIS Z 8735)」に準拠した現地調査	施工期間において影響が 最大となる時期の1日間 (工事実施時間帯)			
	工事用車両 の走行	振動レベル (L <sub>10</sub> )	現況調査を行った 3地点	「振動レベル測定方法 (JIS Z 8735)」に準拠した現地調査	工事用車両の走行台数が 最大となる時期の1日間 (工事用車両走行時間帯)			
生態系	工事の実施	チョウゲンボウ の代替巣利用状 況及び繁殖状況	代替巣及びその周 辺	チョウゲンボウの代替巣の利 用の有無及び繁殖の成否の現 地における目視確認	工事開始から現施設の解 体完了までの間の3~6 月で1回/月			

表 9-2-1 施工時における事後調査の項目及び方法等

注) 工事の実施前に濁度と浮遊物質量との相関を実験により把握のうえ調査する。

#### 9-2-2 供用時

供用時における事後調査の項目及び方法等は、表 9-2-2に示すとおりである。

表 9-2-2 供用時における事後調査の項目及び方法等

事後調査の項目			事後調査の手法等			
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間	
大気質	ばい煙の発 生	二酸化硫黄 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 塩化水素 水銀 ダイオキシン類	二酸化硫黄等の最大 着地点付近	各マニュアル等に準 拠した現地調査	事業活動が定常となっ た時期から1年間 (4季、各7日間)	
騒音及び 超低周波 音	騒音の発生	騒音レベル (L <sub>A5</sub> )	敷地境界において騒 音レベルが最大とな る1地点	「環境騒音の表示・ 測定方法 (JIS Z 8731)」に準拠した現 地調査	事業活動が定常となっ た時期の1日間	
	超低周波音 の発生	超低周波音 (G特性音圧レベ ル (L <sub>G5</sub> 等))	予測地点の1地点	「低周波音の測定方 法に関するマニュア ル」(平成12年10月、 環境庁)等	事業活動が定常となっ た時期の1日間	
振動	振動の発生	振動レベル (L <sub>10</sub> )	敷地境界において振動レベルが最大となる1地点	「振動レベル測定方 法 (JIS Z 8735)」に 準拠した現地調査	事業活動が定常となっ た時期の1日間	
悪臭	悪臭の発生	特定悪臭物質 臭気指数(臭気濃 度)	風上・風下側敷地境 界計2地点	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年5月環境庁告示第9号)、三点比較式臭袋法に準拠した現地調査	事業活動が定常となっ た時期の夏季に1回及 び休炉時に1回	

### 9-3 モニタリング調査の項目及び方法

#### 9-3-1 供用時

供用時におけるモニタリング調査の項目及び方法等は、表 9-3-1に示すとおりである。

表 9-3-1 供用時におけるモニタリングの項目及び方法等

事後調査の項目			モニタリングの手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
大気質	施設の稼働	硫黄酸化物 窒素酸化物 一酸化炭素 ばいじん 塩化水素	煙突	自動測定によるモニタリング	施設供用後に連続監視
		排出ガス量 排出ガス温度	煙突	自動測定によるモニ タリング	施設供用後に連続監視
		硫黄酸化物 窒素酸化物 ばいじん 塩化水素 水銀	煙突	大気汚染防止法に基づく測定	施設供用後に2月を超 えない作業期間ごとに 1回以上
		ダイオキシン類	煙突	ダイオキシン類対策 特別措置法に基づく 調査	施設供用後に毎年1回 以上

#### 9-4 環境影響の程度が大きいことが明らかとなった場合の方針

事後調査の結果、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、関係機関と連絡をとり、必要な措置を講ずるものとする。

#### 9-5 事後調査の結果の公表の方法

事後調査の結果については、事後調査の進捗状況に応じて、本市のホームページにおいて公表する。

#### 9-6 事後調査の実施主体等

事後調査については、本市が実施する。なお、施設の運営に関連する供用後の煙突排出ガスのモニタリングなどについては、運営業務を受託した民間業者により行うものとし、発注の際の仕様において求めるものとする。

# 第10章 環境影響の総合的な評価

本環境影響評価では、本事業による事業特性及び地域特性を勘案し、「大気質」、「水質」、「騒音及び超低周波音」、「振動」、「悪臭」、「土壌」、「植物」、「動物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」、「廃棄物」、「残土」及び「温室効果ガス等」の14項目の環境要素を対象に計画段階での環境保全措置を勘案して調査、予測及び評価を行った。

また、「第9章 監視計画」に記載のとおりの事後調査を実施し、本事業に係る工事の実施中及び 供用開始後の環境の状況を把握のうえ、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれが ある場合には、必要な措置を講ずることで環境影響を回避し、または低減するものとしている。

今後は、本環境影響評価の結果を十分に認識のうえ、環境保全措置を確実に実行し、周辺地域の 環境保全に配慮して事業を進めることとしている。

以上のことから、本事業は、事業者の実行可能な範囲において対象事業の実施に伴う環境影響についてできる限り低減が図られたものであると評価する。

# 第11章 委託の状況等

本事業に係る環境影響評価は、以下に記載の者に委託して行った。

#### 11-1 受託者の名称及び代表者の氏名

受託者の名称: 八千代エンジニヤリング株式会社 千葉事務所

代表者の氏名:所長 石川 剛久

#### 11-2 受託者の主たる事務所の所在地

千葉県千葉市中央区新田町1-1 IMI未来ビル7F